

判決概要⑦ (R3.9.29 高松高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	平成 31 年 3 月 26 日
裁判所	松山地方裁判所
裁判官	[裁判長裁判官] 久保井恵子、[裁判官] 百瀬玲、和田義光
一番原告らの請求内容の概要	福島県内に居住していた原告ら（25 名※）が、本件事故により愛媛県への避難を余儀なくされたとして、被告東電に対しては、主位的に原子力損害の賠償に関する法律 3 条 1 項に基づき、予備的に民法 709 条に基づき、被告国に対しては、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、慰謝料等の損害賠償を求めた事案。 ※（出典）地裁判決正本の「別紙 認容額等一覧表」に記載の人数。
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 3 年 9 月 29 日
裁判所	高松高等裁判所（第 2 部）
裁判官	[裁判長裁判官] 神山隆一、[裁判官] 上田元和、長谷川利明
判決の概要（損害論）	<p>○被侵害利益ないし損害額（慰謝料額）の算定方法について：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告らについて、いずれも包括的生活利益としての平穏生活権を侵害されたものと認められた上で、その居住地ごとに、 ①（強制的な避難を余儀なくされたこと等に対する）避難慰謝料 ②（避難生活の継続を余儀なくされたことに対する）避難継続慰謝料 ③（実質的に故郷を喪失したことに対する）故郷喪失慰謝料 <p>に分けて類型的な慰謝料額を示した上で、最終的には世帯ごとの具体的事情を勘案して算出（P596～）。</p> <p>○損害額（慰謝料額）について：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとの類型的な慰謝料額として、 ①旧避難指示解除準備区域においては、①200 万円、②1020 万円、③100 万円、合計 1320 万円 ②旧緊急時避難準備区域においては、①150 万円、②216 万円、合計 366 万円 ③自主的避難等対象区域においては、①原則 10 万円、子ども及び妊婦については 20 万円、②原則 60 万円、子ども及び妊婦については 126 万円、合計 70 万円又は 146 万円 <p>※旧緊急時避難準備区域及び自主的避難等対象区域における故郷喪失慰謝料の発生は認められないとしている。</p>
3. 最高裁決定の概要	
決定日	令和 4 年 3 月 30 日
裁判所	最高裁判所（第二小法廷）

裁判官	[裁判長裁判官] 菅野博之、[裁判官] 三浦守、草野耕一、岡村和美
決定の内容 (上告/上告受 理申し立て)	[国] -/受理 (国の責任に係る部分) [東電] -/不受理 [原告] -/不受理